

資産運用についての同意書

当、[共済制度申込法人・団体名] _____ は、
神奈川県福利協会に預託する共済制度に係る資産の運用に
ついて、平成25年7月1日施行の運用の基本方針を承諾し、
この運用の基本方針で運用することに同意します。

西暦 年 月 日

共済制度申込法人・団体名

代表者名

印

公益財団法人神奈川県福利協会

理事長 鶴 飼 一 晴

運用の基本方針

公益財団法人神奈川県福利協会は、退職共済積立金の運用を適正に行うため、以下の運用の基本方針(以下「基本方針」という。)を定める。

I 基本原則

1 運用目的

公益財団法人神奈川県福利協会（以下「協会」という。）の退職共済積立金（以下「年金資産」という。）の運用に当たっては、協会の退職共済規程に規定した長期給付及び短期給付等の支払いを中・長期にわたり確実にを行うことを前提に、適切にリスクと対峙しつつ、年金資産をしっかりと確保し、わかりやすく、より安全で安心な運用による収益を確保することを目的とする。

2 運用の目標

中・長期的に目標とする収益率は、将来にわたって健全な制度運営を維持するために必要な収益率、具体的には制度から要請される債務コストを運用報酬等の控除後で上回る水準以上で、十分な積立水準を安定的に維持することを目指すものとする。

3 基本ポートフォリオ

協会は、運用目的をできるだけ少ないリスクのもとで達成することを基本として、中・長期的観点から投資対象資産の基本ポートフォリオを策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努めるものとする。

この基本ポートフォリオは、時価ベースにより策定し、毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

4 効率性の確保

資産運用に当たっては、運用に伴う費用（運用報酬、売買手数料等）の削減努力、運用機関の選別等を通じて、最大限の効率化を図るものとする。

5 長期的視点の重視

協会の年金資産は、当分の間、増加が見込まれるものと考えられ、また、運用方針の策定・変更、運用手法の決定、実績の評価等においては、年金資産の性格に鑑み、長期的な視点を重視するものとする。

6 情報公開

協会は、基本方針や運用の結果等、年金資産の運用に関する情報について資産時価情報も含め、原則公開するものとする。

7 年金資産の運用

年金資産の運用は、資産運用委員会が基本方針に基づき実施するものと

する。

協会は、少なくとも年 1 回以上資産運用状況について、理事会及び共済契約者に報告しなければならない。

8 基本方針の見直し

協会は、毎年度、基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

なお、変更に当たっては、理事会の承認を得るとともに、共済契約者の全員に参加を求め、過半数の同意を得なければならない。

II 資産の運用

1 分散投資

年金資産は、適切な分散投資により、良好なパフォーマンスを獲得できるよう運用するとともに、特定の資産の値動きの影響を極端に受けることのないようにしなければならない。

なお、給付等、制度運用に必要な経費の確保に努めることとする。

2 投資対象資産の選定

投資対象資産は、その資産を加えることによる資産全体のリスク、期待収益等を考慮し、選定するものとする。

3 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオの投資対象資産及び資産配分割合は、次のとおりとする。

| 資産区分 | 基本 (中心値) | 上限 | 下限 |
|----------------|-------------|-----|-----|
| 国内債券 | 35% | 45% | 25% |
| 国内株式 | 10% | 15% | 0% |
| 外国債券 | 10% | 15% | 5% |
| 外国株式 | 10% | 15% | 0% |
| 短期資産 (預貯金等) | 30% | 40% | 20% |
| オルタナティブ | 5% | 5% | 0% |
| 合計 | 100% | — | — |

注1 この基本ポートフォリオは、5年ごとに行う共済財政の分析（財政再計算）と併せてALM分析等を行い、その結果を踏まえて5～10年の中・長期的観点から最適な資産配分として策定する。ただし、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて見直しを行う。

注2 資産に関する遵守事項は、別記のとおりとする。

注3 現状の資産構成比は、できるだけ早期に、決定した資産配分に接近させるものとする。

注4 オルタナティブについては、その特性により伝統的な資産(国内・外国の債券・株式)の代替と認められる場合は、伝統的な資産の枠に含めることができる。

注5 資産の時価変動の影響により、基本配分からの乖離の上下限の幅を超える変動が生じた場合には、できるだけ速やかに許容乖離幅以内まで修正するためのリバランスを従前の例に従って行う。

4 信託運用と自家運用

基本ポートフォリオに基づく年金資産の運用は、収益の向上、コスト管理等の観点から信託運用（運用指図を行う投資顧問会社による運用を含む。）と自家運用の適切なバランスのもとにこれを行う。

なお、信託限度額は、資産総額の50%を限度とする。

<信託運用>

5 運用機関の選定等

協会は、策定した基本ポートフォリオを効率的に運用できる運用機関を選定する。

新たな運用機関の選定及び新たな運用商品（預貯金など1年未満の短期運用商品は除く）の決定に当たっては、共済契約者の参加を求めるものとし、過半数の了承を得なければならない。

共済契約者の意思表示は、文書(FAX)による表明を原則とするものとする。

なお、共済契約者の過半数の者から反対の意思表示があった場合は、ただちに検討を加え、新たな提案を行うものとする。

6 受託者責任

運用機関は、協会の年金資産の管理運用に当たり、善良なる管理者の注意を以って、専ら委託者である協会の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

また、運用機関は、協会の年金資産の運用業務に携わる自社の全ての役員に対し、この旨の周知徹底を図るものとする。

7 運用ガイドライン

運用機関は、協会の提示する運用ガイドライン等を遵守するものとする。

8 運用手法の明確化

運用機関は、運用上の基本的考え方、運用スタイル等を明らかにしなければならない。

9 運用状況の報告

運用機関は、原則として四半期ごとに報告書を提出するものとする。

また、協会から要請があった場合には、その指示に基づき報告するものとする。

運用機関は、業務遂行上で法令等に照らして疑義が生じた場合及び重要な事実が発生した場合は、速やかに協会に報告しなければならない。

10 ミーティング

協会と運用機関は、原則として四半期ごとに年金資産の運用に関してミーティングを行うものとする。

また、これ以外にも必要に応じ、運用に関する重要事項について情報交換及び協議を行うものとする。

11 運用の評価

運用機関からの報告をもとに定量的評価に定性的評価を加えた総合評価を実施するものとする。

12 シェア変更等

運用の評価を行った結果に基づき、運用機関の運用について問題があると認める場合は、各運用機関への資産配分シェアの変更、解約等により問題点の解消に努めるものとする。

なお、基本ポートフォリオの大幅な修正・変更等について、それを必要とする合理的な理由があるときは、運用の評価に基づくことなく資産配分シェアの変更等を行うことができるものとする。

13 緊急措置

緊急的な対応を取らないことが資産保全に著しい支障になると認められる場合、協会は、資産運用委員会に諮り、運用商品を処分し、又は運用商品に係る契約を解約することができる。

14 投資一任契約による運用

運用機関と投資一任契約を締結し運用する商品にあつては、委託金額を変更する場合及び運用スタイル・考え方に大幅な変更が行われる場合に限り、共済契約者の意向を確認するものとする。

<自家運用>

15 運用方針

自家運用については、資産運用の効率化に資するよう運営委員会と資産運用委員会が協議するものとする。

16 留意事項

投資対象は、株式、国債、地方債、投資信託の受益証券等で、資産運用委員会が効果的な運用ができると認めるものとする。

また、経済金融環境の変化により上記運用対象資産に比べ、収益その他の条件面で有利と資産運用委員会が判断する場合は、運用の対象とすることができるものとする。

17 信託運用規定の準用

自家運用については、必要に応じて信託運用の規定を準用する。

附 則

この運用基本方針は、平成19年3月20日から適用する。

附 則

- この運用基本方針は、平成21年4月 1日から施行する。
- 附 則
この運用基本方針は、平成23年5月 1日から施行する。
- 附 則
この基本方針は、平成25年7月 1日から施行する。

1 国内債券

- (1) 投資対象は、円建ての債券並びに国内債券を投資対象とする信託合同口及び投資信託の受益証券とする。
- (2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合には、信用のある格付け機関のいずれかによりBBB格以上の格付けを得ている銘柄とする。
- (3) 前号の債券で、取得後にいずれの格付け機関による格付けもBBB格未満となった債券については、発行者の債券不履行リスク等に十分留意した上で、売却等の手段を講じるものとする。
- (4) 運用機関は、投資対象企業の経営内容について十分な調査、分析を行ったうえで銘柄を選択し、かつ、業種、銘柄等について適切な分散化を図るものとする。

2 国内株式

- (1) 投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場にて公開されている株式（ただし、直接現株式を購入することができない場合又は合理的な理由がある場合には、これらを対象とした預託証券又は投資信託等への投資も許容する。）並びに国内株式を投資対象とする信託合同口及び投資信託の受益証券とする。
- (2) 信用取引は、原則として行わないものとする。
- (3) 買い占め等の仕手戦には参加しないものとする。
- (4) 運用機関は、投資対象企業の経営内容について十分な調査、分析を行ったうえで銘柄を選択し、かつ、業種、銘柄等について適切な分散化を図るものとする。

3 外国債券

- (1) 投資対象は、外貨建ての債券並びに外国債券を投資対象とする信託合同口及び投資信託の受益証券とする。また、国債以外の債券を取得する場合は、信用ある格付け機関のいずれかによりBBB格以上の格付けを得ている銘柄とすること。
- (2) 前号の債券で、取得後にいずれの格付け機関による格付けもBBB格未満となった債券については、発行者の債券不履行リスク等に十分留意した上で、売却等の手段を講じるものとする。
- (3) 運用機関は、政治、経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分に調査、考慮した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、債券の格付け、クーポン及び償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行ったうえで銘柄を選択し、かつ、適切な分散化を図るものとする。

4 外国株式

- (1) 投資対象は、原則として外国の証券取引所、店頭市場にて公開されている株式（ただし、直接現株式を購入することができない場合又は合理的な理

由がある場合には、これらを対象とした預託証券又は投資信託等への投資も許容する。)並びに外国株式を投資対象とする信託合同口及び投資信託の受益証券とする。

- (2) 信用取引は、原則として行わないものとする。
- (3) 運用機関は、政治、経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分に調査、考慮したうえで、投資対象国及び通貨を選定するとともに、投資対象企業の経営等について十分な調査、分析を行ったうえで銘柄を選択し、かつ、適切な分散化を図るものとする。

5 短期資産

- (1) 投資対象は、貸付金及び短期金融商品(C P等)等とする。
なお、貸付を行う場合においては、貸付先の信用リスク、金利、償還日等の貸付条件につき十分な調査をし、貸付先を選択するものとする。
- (2) 投資、共済給付金及び報酬の支払いに備えて待機させる資金とすることができるものとする。

6 オルタナティブ

- (1) 伝統的な資産(国内・外国の債券・株式)運用に替わるもので、投資対象は、ヘッジファンド、コモディティ(商品)、不動産、伝統的な資産を投資対象にするものであっても伝統的な資産運用手法(買い持ち)以外で運用する金融商品等とする。
- (2) 運用機関は、投資対象の市場環境、条件等を十分に調査、考慮したうえで投資を行うものとする。